昭和49年9月30日条例第13号

改正

昭和56年3月24日条例第9号 昭和58年3月23日条例第7号 昭和60年3月17日条例第3号 昭和61年9月30日条例第19号 平成9年12月19日条例第25号 平成10年3月24日条例第8号 平成10年6月19日条例第16号 平成11年6月18日条例第16号 平成12年3月21日条例第11号 平成13年3月22日条例第8号 平成17年9月28日条例第15号 平成20年3月11日条例第6号 平成22年3月8日条例第7号 平成25年6月18日条例第19号

中島村重度心身障害者医療費の給付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し医療費の一部を給付することにより、重度心身障害者 の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは次の各号に掲げる者をいう。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の 交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であってその障害程度等級が1級又 は2級の者
 - (2) 福島県療育手帳制度要綱(昭和49年2月1日付49児第15号福島県厚生部長通知)に定める 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度 がAの者
 - (3) 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若し

くは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る)の者

- (4) 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定に 基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。) であって、その障害等級が1級の者
- (6) 保健福祉手帳保持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害程度が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者
- 2 この条例において「医療保険各法」とは次の各号に掲げる法律をいう。
 - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
 - (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
- 3 この条例において「保険者等」とは医療保険各法、その他医療に関する法令等の規定により医療に関する給付を行う国、地方公共団体、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合、後期高齢者医療広域連合又は事業団をいう。
- 4 この条例において「重度心身障害者医療費」とは次の各号に掲げる額から保険者等の負担による附加給付等の額を控除した額をいう。
 - (1) 重度心身障害者が保険医療機関等について医療を受ける際、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により当該保険医療機関等に支払わなければならない一部負担金又は費用徴収金でかつ別表1に定める額。ただし、保健福祉手帳所持者(同条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号との重複所持者を除く。)にあっては、別表2に掲げる疾患による入院にかかる費用を除く。
 - (2) 前号の一部負担金又は費用徴収金に保険者等が負担すべき高額療養費がある場合は規則で 定めるところにより算定した額

(医療費の給付)

第3条 中島村は、村の区域内に住所を有する重度心身障害者に規則で定める手続に従い重度心身 障害者医療費(以下「医療費」という。)を給付する。ただし、次のいずれかの入所、入院又は 入居(以下「入所等」という。)をしている重度心身障害者については、その者が当該入所等(継続して2以上の入所等をしている重度心身障害者にあっては、最初の入所等)の前に村に住所を有した場合は、村の区域内に住所を有していなくてもこれを含めることとする。

- (1) 病院又は診療所への入院
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設への入所(同法 第27条第1項第3号又は同法第27条の2の規定による入所措置がとられた場合に限る。)
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 5条第12項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設への入所
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第 1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入 所
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4又は第20条の5に規定する養護老人ホーム 又は特別養護老人ホームへの入所(同法第11条第1項第1号又は第2号の規定による入所措置 がとられた場合に限る。)
- (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第 22項に規定する介護保険施設への入所
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設(附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の8の規定する知的障害者通勤寮を除く。)への入所
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項に規定する共同生活援助を行う住居への入居 (給付の制限)
- 第4条 前条に規定する重度心身障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は給付をしない。
 - (1) 前年の所得(前年の所得が未確定の場合は、前前年の所得とする。以下同じ。)がその者 の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族 等」という。)の有無及び数に応じて別表3(1)に定める額を超えるとき。
 - (2) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) の前年の所得又は前条に規定する者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養 義務者で主として前条に規定する者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等

- の有無及び数に応じて別表3(2)に定める額以上であるとき。
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であるとき。
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けられる資格がありながら、その認定を受けていない者(認定を受けた後、その認定申請を撤回した者を含む。)について、総医療費の1割を超えるもの。ただし、第2条第4項第2号の規定により算定された額がある場合は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第15条に定める額を超えるもの。
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年 法律第30号)第14条第1項の規定に基づく被支援者であり、同条第2項第3号の支給を受けた とき。

(譲渡又は担保の禁止)

第5条 重度心身障害者医療費の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(第三者行為による医療費の返還)

第6条 村長は、重度心身障害者が第三者の行為により疾病又は負傷した場合において、当該第三者から当該疾病又は負傷につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額を限度として医療費の返還を求めることができる。

(不正行為による医療費の返還)

第7条 村長は、偽りその他不正の行為によって医療費の給付を受けた者があるときは、その者から当該給付を受けた額の全部又は一部を返還させなければならない。

附則

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月24日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年1月1日以後の医療行為に係る給付に要する経費から適用する。

附 則(昭和58年3月23日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は昭和58年2月1日から適用する。

附 則(昭和60年3月17日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し改正後の第2条第4項第2号の規定は、昭和60年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則 (昭和61年9月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1号及び第2号の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(平成9年12月19日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項第3号及び第4号の規定は、平成10年 1月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則(平成10年3月24日条例第8号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月19日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日以後の医療行為にかかる医療費の給付から 適用する。

附 則(平成11年6月18日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日以後の医療行為にかかる医療費の給付から 適用する。

附 則(平成13年3月22日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の中島村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の 規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則 (平成17年9月28日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の中島村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の 規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月11日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月8日条例第7号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月18日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の中島村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の 規定は、平成25年4月1日から適用する。

別表1 (第2条関係)

区分	対象医療費		
医療保険各法	• 外来医療費		
	法に定める一部負担金の額		
	・ 入院医療費		
	法に定める一部負担金の額		
	・ 訪問介護に要する費用		
	法に定める一部負担金の額		
その他医療に関する法令等	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための治		
	律第58条による自立支援医療の算定に係る負担額		
	・ その他公費負担医療に係る費用徴収金又は一部負担金の額		

別表2 (第2条関係)

	疾患名	
統合失調症	統合失調症	
 躁うつ病	躁うつ病、躁病、うつ病等	
版器質性精神障害	老年痴呆、脳血管性痴呆、器質性精神病等	
中毒性精神障害	アルコール依存症、覚醒剤中毒等	
その他の精神病	非定型精神病、心因性精神病、統合失調感情病等	
精神遅滞(知的障害)	精神発達遅滞等	
精神病質	人格障害等	
てんかん	てんかん等	
その他の精神疾患	心因反応、注意欠陥多動性障害、食行動異常症(神経性食思不	
	振症、神経性過食症)、神経症性障害等	
と 発達障害	自閉症等	

別表3 (第4条関係)

(1)

扶養親族等の数	金額

0人	1, 595, 000円
1人以上	1,595,000円に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額(当該扶養
	親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶
	者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶
	養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特
	定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円とす
	る。)

(2)

扶養親族等の数	金額	
0人	6, 287, 000円	
1人	6, 536, 000円	
2人以上	6,536,000円に扶養親族のうち1人を除いた扶養親族等1人につき	
	213,000円を加算した額(当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第	
	33号)に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親	
	族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当	
	該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円	
	を加算する。)	

昭和49年9月30日規則第3号

改正

昭和60年3月18日規則第2号 平成6年10月17日規則第14号 平成9年12月25日規則第23号 平成10年7月14日規則第11号 平成13年3月29日規則第2号 平成20年3月28日規則第4号

中島村重度心身障害者医療費の給付に関する条例施行規則

(受給者証の交付申請)

- 第1条 条例第3条に規定する重度心身障害者医療費(以下「医療費」という。)の給付を受けようとする者は、あらかじめ重度心身障害者医療費受給者証交付申請書(第1号様式)を村長に提出するものとする。ただし村長が必要と認めた場合は、本人に代わってその保護者が申請することができる。
- 2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 医療保険各法の規定による被保険者証又は組合員証
 - (2) その他村長が必要と認めた書類

(受給者証の交付)

- 第2条 村長は、前条に規定する申請に基づいて医療費の給付を受けることができる者であること を確認したときは、申請者に重度心身障害者医療費受給者証(以下「受給者証」という。)(第 2号様式)を交付するものとする。
- 2 前項の受給者証の交付日は村長が交付決定をした日の属する月の翌月の初日(交付決定をした 日が月の初日であるときはその日)とする。

(受給者証の確認)

第3条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、毎年1回村長の定める期間内に受給者証に第1条第2項各号に掲げる書類を添え、これを村長に提出して引き続き医療費の給付を受けることができる者であることの確認を受けなければならない。

(受給者証の再交付)

第4条 受給者は、受給者証を破損し又は失ったときは、重度心身障害者医療費受給者証再交付申

請書(第3号様式)を村長に提出して再交付を申請することができる。

2 受給者証を破損した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その受給者証を添えなければな らない。

(変更の届出)

- 第5条 受給者は次の各号に掲げる場合は、速やかに重度心身障害者医療費受給者証変更届書(第4号様式)を村長に提出して届出なければならない。
 - (1) 氏名を変更したとき。
 - (2) 村の区域内で居住地を変更したとき。
 - (3) 保険に関する事項に変更があったとき。
- 2 前項の届書には受給者証を添えなければならない。

(受給者証の返還)

- 第6条 受給者は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに重度心身障害者医療費 受給者証返還届書(以下「返還届書」という。) (第5号様式) に受給者証を添えて届出なけれ ばならない。
 - (1) 条例第2条第1項に規定する重度心身障害者でなくなったとき。
 - (2) 条例第4条に該当するに至ったとき。
 - (3) 村の区域内に住所を有しなくなったとき。
- 2 前項の届出は、受給者の親族等が代わってすることをさまたげない。
- 3 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者が速 やかに第1項の返還届書に受給者証を添えて届け出なければならない。

(医療費給付の申請)

第7条 条例第3条の規定による医療費の給付を受けようとする者は、重度心身障害者医療費給付申請書(第6号様式)に別表に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(高額療養費支給にかかわる給付)

第8条 条例第2条第4項第2号に規定する額は、次の算式により算定した額とする。

高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する算定基礎額× (条例第2条第4項第1号に規定する額/高額療養費の算定方法による世帯合算額)

(給付の決定)

第9条 村長は、第7条の規定により提出された申請書を審査し、医療費を給付すべきものと認め たときは、給付を決定し、重度心身障害者医療費給付決定通知書(第7号様式)を申請者に交付 するものとする。

(口頭による申請等)

第10条 村長は、この規則に規定する申請書、届書等を作成することができない特別の事情があると認めるときは、必要な措置をとることによって申請者又は届出人の口頭による申請又は届出をもって当該申請書又は届書の受理に代えることができる。

(処分の通知)

第11条 村長は、医療費の給付に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請人又は届 出人に通知しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか医療費の給付に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月18日規則第2号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行し改正後の第8条の規定は昭和60年4月1日以後の医療 行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則(平成6年10月17日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則 (平成9年12月25日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の中島村重度心身障害者医療費の給付に関する条例施 行規則の規定は、平成9年9月1日から適用する。

附 則(平成10年7月14日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の中島村重度心身障害者医療費給付に関する条例施行 規則の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月29日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の中島村重度心身障害者医療費の給付に関する条例施 行規則の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月28日規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

区分		提出(提示)書類
1 一部負担金が高額療養費に	(1) 国民健康保険法適用者	高額療養費支給に関する確認
該当する場合		書(第6号様式)
	(2)(1)以外の医療保険各	高額療養費支給決定通知書(又
	法適用者	は高額療養費の積算基礎を明
		らかにした書類)
2 一部負担金が高額療養費に該当しない場合		高額療養費支給に関する申立
		書(第6号様式)
3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、入院に		重度精神障害者の入院治療に
係る費用の給付申請をする場合		係る保険診療証明書 (第6号様
		式の2)

第1号様式(第1条関係)

第2号様式(第2条関係)

第3号様式(第4条関係)

第4号様式(第5条関係)

第5号様式(第6条関係)

第6号様式(第7条関係)

第6号様式の2 (第7条関係)

第7号様式(第9条関係)